

各部門(小中支援・さくら国際・若者の居場所)のスタッフは対人援助の活動が中心となります。スタッフが守るべき心構えについての基本的な事項①～⑤と具体例は以下のとおりです。

① 困難を有する子ども・若者(以下子ども・若者)の人格を尊重した対応

- ◇ 子ども・若者の自尊心と自己決定権を尊重して対応する。支援の目的は子ども・若者が自らの生活の主体となって自分らしい人生を送れるようになることの手伝いであり、支援者が「救済者」となって問題を解決することではないことを理解する。
- ◇ 子ども・若者が一時的に落ち込んだり、混乱状態になる場合がある。そういう子ども・若者の心理を十分に理解して、いわゆる「常識」で判断して批判的にならないようにする。
- ◇ 子ども・若者に対し、自分の考えを押しついたりこうあるべきだと求めない。また、ハラスメント(相手が不快と感じる言動)を行わない。

② 秘密の厳守と情報漏洩の防止

- ◇ 活動をしていく中で、子ども・若者の氏名、住所、現在の状況、支援の内容など個人的な情報と関わることになる。守秘義務は絶対に守らなければならない。また、定められた場所以外では、それを話題にしてはならない。(生徒たちと共に活動する場面や生徒が同室にいる場でのスタッフ間の会話に注意する。)SNS等による情報のやり取りにも留意する。
- ◇ 相談内容等を他に連絡しなければならない場合には、それを本人に伝えて了解を得る。
- ◇ 情報漏洩は、社会的信頼を失墜させることであるので、漏洩の防止策は組織、個人とも徹底する。

③ 職務の遂行

- ◇ 支援活動は、定められたことに対し責任を持って確実にこなす。
- ◇ チーム支援の必要性・重要性をしっかりと自覚し、スタッフ間の報告・連絡・相談に努める。
- ◇ 自分の役割以外の活動をするようなことが起きた時や、判断が必要となった時(子ども・若者が個人的に外で会って話がしたい、支援者の自宅での学習、家庭訪問、スタッフの自家用車での送迎他)は、スタッフ会議で検討するとともに状況や経過を報告する。

④ 身分を利用しないこと、公私の別を分けること

- ◇ ボランティアを含め、組織の一員ということは公的な立場にあるということである。その身分を組織以外のところで使用したり、その地位を利用してはならない。
- ◇ スタッフと子ども・若者の関係が私的になることを避け、支援に必要な援助的距離を保つため、個人的に会うことは避ける。

⑤ 継続的な研修

- ◇ 子ども・若者の支援者研修会の受講は、スタッフ自身のケアにもつながるので、積極的に研修を受ける。